

# 第 119 回八戸市都市計画審議会

## 議 事 録

日 時 : 令和 3 年 2 月 10 日 (水)  
午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分まで

場 所 : 八戸市庁 別館 2 階 会議室 B

# 第 119 回八戸市都市計画審議会 議 事 録

出席委員（12 名）

## 第 1 号委員

武 山 泰 (八戸工業大学教授)  
奈 良 卓 (八戸学院大学教授)  
金 善 旭 (八戸工業高等専門学校准教授)  
岩 藤 壽 通 (元八戸市建設部長)

## 第 2 号委員

三 浦 博 司 (八戸市議会副議長)

## 第 3 号委員

鈴 木 成 伸 (国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 八戸国道出張所長)  
牧 野 仁 (青森県三八地域県民局 地域農林水産部長)

## 第 4 号委員

武 輪 俊 彦 (八戸商工会議所)  
外 館 友 之 (八戸青年会議所)  
上 野 茂 宣 (八戸市連合町内会連絡協議会)  
木 村 照 男 (八戸農業協同組合)  
松 井 正 文 (公募委員)

## 事務局出席者

大志民 諭	(都市整備部長)
豊川 雅也	(都市整備部次長兼都市政策課長)
上 舘 章	(都市政策課副参事 都市計画グループリーダー)
石橋 哲博	(都市政策課主幹)
大塚 勇介	(都市政策課技師)
山道 颯樹	(都市政策課技師)
中村 美佳子	(都市政策課技師)
間山 順子	(建築指導課副参事 建築指導グループリーダー)
鈴木 奈緒子	(建築指導課技査)
渡辺 千聡	(建築指導課技師)

## 申請者

花 咲 亨 侍	(東京鐵鋼株式会社 資源営業部 営業課)
須 甲 恭 平	(東京鐵鋼株式会社 環境リサイクル事業部 研究開発課)

## 第 119 回 八戸市都市計画審議会

令和 3 年 2 月 10 日（水） 14:00～14:30  
八戸市庁 別館 2 階 会議室 B

### ○司会

本日は、お忙しい中、ご出席下さいまして誠にありがとうございます。  
ただいまより、第 119 回八戸市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の換気を行っております。  
また、会議時間短縮のため、議案の説明については一部省略させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

本日傍聴される方へお知らせします。

当審議会におきましては、傍聴人の会議での発言はできません。

また、写真撮影、録音等の行為、その他会議の進行に支障をきたすような言動、行動は慎んでくださるようお願いいたします。

これらの事を守らなかった場合、退場していただく事がございますので、進行にご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、大志民部長より会長へ付議をお願いします。

### ○大志民都市整備部長

八戸市都市計画審議会 会長 武山 泰 様

（特定行政庁）八戸市長 小林 眞

建築基準法第 51 条ただし書きによる特定行政庁許可について、付議。

このことについて、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条の規定により、次のように付議する。

建築基準法第 51 条ただし書きによる一般廃棄物処理施設（破碎・選別施設）の敷地の位置（特定行政庁許可）について

よろしく申し上げます。

○司会

それでは、改めまして事務局よりご報告申し上げます。

本日は審議委員で、佐々木委員、阿部委員、中山委員の3名が欠席となっております。委員15名中12名が出席しておりますので、規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前に送付しました「議案資料、参考資料、説明資料」、そして本日お配りしております「次第、席図、委員名簿、説明資料（おいらせ町との都市計画区域の分離について）」となっております。

お手元に資料のない方はお知らせください。

続きまして、委員名簿をご覧ください。委員の変更がございましたので、ここで新しく委員になられた方のご紹介をさせていただきます。

第4号委員でございますが、八戸青年会議所の理事長の変更に伴いまして、大山委員から外館委員へ変更となりました。

その場でご起立をお願いします。

第4号委員、八戸青年会議所理事長の外館様でございます。

○委員

よろしくをお願いします。

○司会

ありがとうございました。

それでは、会長より、審議の進行をお願いいたします。

○会長

はい、それでは、ここからの進行は、私が務めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。まだ、コロナが収束していない状況ですが、感染対策を行いながら安全には十分注意して進めて参りたいと思っております。

先ほど市長から付議書をいただきましたけれども、内容について慎重に審議を行った上で、答申したいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

それでは、まず最初に議事録署名者の選任を行いたいと思っております。

私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

ご異議ないようでございますので、それでは岩藤委員、上野委員にお願いいたします。

お二方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

本日の議案について、事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局

建築指導課建築指導グループ副参事の間山と申します。よろしくお願いいたします。

ここからは座って進めさせていただきます。

それでは、議案第1号建築基準法第51条による一般廃棄物処理施設（破碎・選別施設）の敷地の位置（特定行政庁許可）について簡単にご説明いたします。

始めに、関係法令等についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております、資料1をご覧ください。

上段には建築基準法第51条の条文を記載しております。

条文では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではない。」と規定されております。

その他政令で定める処理施設は建築基準法施行令第130条の2の2で規定されており、この第1項第1号には一般廃棄物処理施設として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に掲げるごみ処理施設と規定しており、一日当たりの処理能力が5t以上のごみ処理施設が対象となり、処理施設の種類に関わらず規制の対象になります。

また、今回の施設は既に1日当たり48tの処理能力で平成15年に産業廃棄物処理施設として建築基準法第51条の許可を取得し、平成28年には、一般廃棄物処理施設としても稼働している施設になりますが、建築基準法施行令第130条の2の3の規定により、許可時の1日当たり48tの1.5倍を超える処理能力になるため、今回、再度許可が必要となります。

それでは、次にスクリーンをご覧ください。

## PP 2（説明資料ページ番号）

本計画は、東京鐵鋼株式会社において、八戸市大字河原木字海岸 4-11 外 18 筆に一般廃棄物のごみ処理施設、破碎・選別施設を設置するものであります。

## PP 3

申請地は赤い点線で囲まれた場所になります。用途地域は工業専用地域であり、周辺は工業系の用途地域となっており、黄色の住居系の用途地域からも離れていることが分かります。

## PP 4

東京鐵鋼株式会社の施設全体の配置図になります。赤枠で示している場所が申請建屋になります。

## PP 5

申請施設周辺の配置になります。建屋内で処理される廃棄物を積んだ車両は敷地東側の臨港道路から入退場を行い、廃棄物は、一旦、原料置場で保管され、申請建屋東側、黄緑色で示されている隣接建屋内の投入場所からエプロンコンベアで、赤枠で示しております申請建屋内に運ばれます。

## PP 6

建築基準法の許可状況についてですが、この施設は、平成 15 年度に建築基準法第 51 条ただし書き許可を取得し、産業廃棄物処理施設として廃プラスチック類の破碎処理を一日当たり 48t 行っておりました。

平成 28 年には、既に稼働している産業廃棄物処理施設を同じ品目、同じ処理能力で一般廃棄物処理施設として使用する際の特例措置として、廃掃法第 15 条の 2 の 5 の規定による届け出により、建築基準法 51 条の許可は不要として、一般廃棄物処理施設としても稼働しております。

同施設は廃家電処理のリサイクル率の向上及び事業の拡大を意図して、令和元年 12 月に廃掃法による一般廃棄物処理施設設置許可を再取得し、当時は、建築基準法の許可時の処理能力 1 日当たり 48 t の 1.5 倍以下の 72 t となること、廃家電の処理のみを行うことを理由として、入れ替え時点で第 51 条ただし書き許可の再取得は不要でありました。

一方、入れ替え後の施設は、技術上廃家電以外の処理が可能であり、今後の事業展開を考慮し、廃家電以外の破碎処理及び被災ごみの受入れ体制を整えるため、「木くず・がれき類」等の種類の追加、及び、許可時の処理能力、1 日当たり 48 t の 1.5 倍である 72 t を超える、最大 267 t となることにより、建築基準法第 51 条ただし書き許可を再取得するものであります。

## PP 7

申請建屋の平面図になります。赤い線で囲まれた部分が令和元年に施設の入替えを行った場所になります。

## PP 8、PP 9

申請建屋の立面図と状況写真になります。

PP10

申請建屋内の破碎・選別施設の配置平面図になります。①の堅型破碎機で破碎された廃棄物が各機器を通り、破碎・選別されます。

PP11

廃棄物は隣接建屋内の投入口からエプロンコンベアで運ばれ、申請建屋内の堅型破碎機に投入されます。

PP12

こちらが投入口の現況写真になります。

PP13

次が申請建屋内の現況写真になります。右側が堅型破碎機、左側がウレタンセパレーターから非鉄選別機周辺になります。

PP14

実際の処理フローになります。主となる堅型破碎機に投入された破碎物は各破碎選別機をとおり、破碎・選別されます。

破碎・選別された回収物は敷地内の別施設で焼却処理され、有価物は他社へ譲渡されるものもあります。

PP15

運搬経路になります。一部市街地を走行する箇所もございますが、運搬経路はすべて片側2車線以上の幹線道路となっております。

PP16

運搬車両になります。運搬の際は飛散しないよう、シートで覆われた廃棄物を荷台に乗せ運搬します。搬出入する車両の台数は、1日当たり15台程度です。

PP17

環境評価については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の届け出にも必要な「生活環境影響調査」において実施いたしました。

「騒音・振動」について、発生源となる機器を新たに設置することから、調査対象項目に選定しております。

PP18

「騒音・振動」共に規制基準値以下との結果が出ております。

PP19

その他の項目については、従前と変わらないため調査対象としては選定していませんが、「大気汚染」「水質汚濁」「悪臭」についても検討しており、生活環境影響評価の結果、市街地への生活環境に影響はないと判断しております。

本申請の建物は同じ処理品目、同じ処理能力で産業廃棄物の破碎施設としても県の都市計画審議会の議を経ることになっております。

また、環境部環境保全課所管の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による処理

施設の設置許可においても、令和元年12月20日に産業廃棄物処理施設の設置許可と一般廃棄物処理施設の設置許可の両方を新たに取得しており、新築、増築等の建築行為が発生しない場合であっても、今までにない処理品目が発生した場合や処理能力が増大した場合は建築基準法第51条の許可が必要となります。

今回、この第51条ただし書きの規定に基づき、特定行政庁の許可に先だち、都市計画審議会に付議するものであります。

敷地の位置が都市計画上支障があるか、ないかについては、資料2の「平成16年度日本建築行政会議により示された、建築基準法第51条ただし書き許可基準設定の考え方」に基づき、基準対象項目、「都市内の位置」「敷地条件・立地区域」「施設計画」「交通処理」それぞれについて検討が行われ、市街地への環境に影響はないと判断した上で、この審議会に付議しております。

この審議会の 異議のない旨 の答申を得られれば許可することになります。

説明は以上になります。

ご審議よろしくお願いたします。

○会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、第1号議案について、事務局の方から説明いただきましたけれども、何かご質問等、ご意見コメント等ありましたらお願いします。

○委員

特になし。

○会長

それでは、私のほうから。

今回の許可が得られれば、被災ごみ、がれき等の処理が可能になるということですが、何か受入れの予定はあるのでしょうか。

○事務局

今のところ、予定はありません。

○会長

議を経てから許可されるということですがけれども、これまで許可されていなかったものを、機械の能力に見合ったところまで許可を得るということですね。

○事務局

はい。

○会長

その他、何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。特にないようであれば、市長から付議いただきました議案第1号について、当審議会といたしましては、敷地の位置が都市計画上支障ないということで、答申してよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

それでは、ご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。本日の議案審議は以上ですが、事務局からその他として情報提供があるようなのでお願いします。

○事務局

それでは、おいらせ町との都市計画区域の分離について、お手元の資料にて説明させていただきます。

まず、1. 背景でございますが、八戸都市計画区域は、旧八戸市とおいらせ町の一部（旧百石町全域と旧下田町一部（南東側））で構成されている、線引き広域都市計画区域で、昭和46年に決定されております。

ここで、図をご覧ください。

おいらせ町は行政区域内に、着色部分の八戸都市計画区域と無着色部分の都市計画区域外がございます。

近年、おいらせ町北西部の都市計画区域外において、急速に開発が進んだため、町全体で土地利用規制を行う必要性が議論されてきました。

そこで、現在、県が進めている都市計画区域マスタープランの見直しに併せて、八戸都市計画区域からおいらせ町を分離し、おいらせ町単独の都市計画区域を設定するため、協議を進めております。

なお、都市計画区域マスタープランにつきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、2. おいらせ町における検討経過でございますが、平成22年度から検討を

開始いたしまして、平成 26 年度においらせ町単独都市計画区域とする方針の決定、平成 29 年度においらせ町都市計画マスタープラン策定、平成 30 年度においらせ町から県へ都市計画区域見直しの素案提出、県は見直しが妥当であると判断し国と協議を開始、そして、令和元年度から八戸市との調整を開始しております。

次に 3. 主な変更概要でございますが、

- (1) 八戸都市計画区域から、おいらせ町を分離し、新たにおいらせ都市計画区域を設定
- (2) 八戸都市計画区域マスタープランの見直し（おいらせ町に関する記述の削除）
- (3) 八戸都市計画区域からおいらせ町の都市施設廃止（おいらせ町の都市計画道路、都市公園はおいらせ都市計画施設となる）

次に 4. 今後の主な予定でございますが、今年度（令和 2 年度）は説明会や縦覧等の手続きを順次進めて参りました。令和 3 年度につきましては、4 月に市都市計画審議会、5 月に県都市計画審議会、6～7 月頃の都市計画決定告示の後に新たな都市計画区域における法規制適用開始となります。

おいらせ町との都市計画区域の分離については以上となります。

次に、裏面に参りまして、都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の見直しについてご説明申し上げます。

都市計画区域マスタープランとは、県が都市計画法に基づき、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として決定するもので、人口、人や物の動き、土地の利用方法及び公共施設の整備などについて、将来の見通しや目標を明らかにし、広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものでございます。

右上の図をご覧ください。

県が策定いたします、八戸都市計画区域マスタープランは八戸市都市計画マスタープランの上位計画となっております。

次に、今回の見直しの経緯でございますが、現在の八戸都市計画区域マスタープランは、平成 16 年に策定され、目標年次が平成 32 年（令和 2 年）となっております。今回の見直しにおいては、おいらせ町との分離に伴う記載内容の変更と併せて、各方針や事業完了等に伴う時点見直し、平成 30 年に策定した八戸市都市計画マスタープラン及び八戸市立地適正化計画との整合を図るものでございます。

次に、主な見直し内容でございますが、

1. 都市計画の目標として、目標年次を 20 年後の令和 22 年とし、八戸都市計画区域からおいらせ町を分離するほか、八戸市都市計画マスタープランにおける将来都

市像や基本理念を反映しております。

2. 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針として、10年後における区域内人口や産業の見通しに基づき、市街化区域のおおむねの規模を想定しております。
3. 主要な都市計画の決定の方針として、市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の内容を反映するとともに、おおむね10年以内に実施する主要な事業を掲載しております。

最後になりますが、これらの都市計画変更につきましては、次回、4月下旬開催予定の第120回八戸市都市計画審議会でご審議いただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。

審議自体は次回ということですが、おいらせ町との都市計画区域の分離についてということでご説明いただきました。

何かご意見、ご質問、コメント等があれば、お受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。特にないようですので、進行を事務局にお返しします。

○司会

武山会長、ありがとうございました。

それではこれをもちまして、第119回八戸市都市計画審議会を終了させていただきます。次回は4月下旬の開催を予定しております。

本日はありがとうございました。